

○筑穂保健福祉総合センター運営費補助金交付要綱

平成27年3月26日

飯塚市告示第92号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域住民の健康増進と福祉の向上を図るため、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が筑穂保健福祉総合センター(以下「センター」という。)で行う運営に係る事業に対し補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業及び経費)

第2条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、社協がセンターで実施する次の各号に掲げる事業のうち市長が認める事業とする。

- (1) 健康増進事業
- (2) 地域福祉活動事業
- (3) 維持補修事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事業

2 補助金の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

3 第1項第3号の維持補修事業の補助金の対象となる経費は、センターの東棟に係るものとする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

4 センターの運営に伴う事前準備のために必要な経費であって、市長が特に必要があると認めたときは、補助金の申請前に要した経費についても補助金交付の対象とすることができる。

(交付の条件)

第3条 補助金は、前条に規定する経費以外に充ててはならない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。ただし、センターの運営に伴い利用料金等の収入が生じた場合は、これを控除した額とする。

(実績報告)

第5条 社協は、補助事業完了後60日以内に、次の各号に掲げる書類を添えて、実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) センターの運営に係る経費の収支決算書
- (2) センターの月別利用状況報告書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金等の交付の時期)

第6条 補助金は、年3回に分けて交付する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

費 目	対 象 経 費
人件費	職員給与、諸手当、共済費、その他センターの運営に必要な人件費
事業費	消耗品費、備品購入費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、修繕料、施設管理委託料、設備点検委託料、損害保険料、手数料、修繕積立金、その他センターの運営に必要な事業費